

令和2年度 環境対応型トラック導入補助事業 公募説明

令和2年5月

一般財団法人 環境優良車普及機構



本公募概要説明資料について

- 本説明資料は申請のポイントや注意して頂きたい内容を掲載しています。
- 詳細は、ホームページに掲載している公募要領を参照ください。
- 申請書類はホームページの申請書類ダウンロードページからダウンロードしてご使用ください。
- 記載要領は各々の申請書ダウンロードページに掲載していますのでご参照ください。
- 不明な点は、環境優良車普及機構の低炭素型ディーゼルトラック普及事業執行グループまでお問い合わせください。

(本件に関する問い合わせ先)

一般財団法人環境優良車普及機構

「低炭素型ディーゼル車等普及加速化事業」執行グループ

電話：03-5341-4577 FAX：03-5341-4578

E-Mail：hojokin@levo.or.jp

令和2年度 環境対応型トラック導入補助事業公募要領(抜粋)

令和2年5月29日

一般財団法人 環境優良車普及機構

一般財団法人環境優良車普及機構(以下「機構」という。)では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業)の交付決定を受け、機構が管理・運用する補助金を活用して、トラック輸送における二酸化炭素の排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的として、低炭素型ディーゼルトラック、または車両総重量が12トンを超える天然ガス自動車を導入する事業者に対して補助金を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、公募要領に記載するとおりですの
で、**応募される方は、公募要領を熟読のうえ**、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型
ディーゼルトラック等普及加速化事業)交付規程令和2年5月13日環執行2第007号)(以下「交付規
程」という。)に従って**手続きを行っていただくようお願いいたします。**

補助事業に応募される皆様へ 申請時のご注意

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識されたうえで、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

1. 応募の申請者が機構に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 補助金で取得した財産（取得財産等）を、処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供する、廃棄等）しようとするときは、事前に処分内容等について機構の承認を受けなければなりません。



ご注意！

所有者（リースの場合は使用者）をグループ会社であっても別法人へ変更する場合は、財産処分に該当しますので、ご注意ください。

なお、機構は必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

3. 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
4. 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。
5. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

補助金の目的と性格

- この補助金は、中小トラック事業者が低炭素型ディーゼルトラック、または車両総重量12トン超の天然ガス自動車(以下「天然ガス自動車」※という。)を導入する事業を支援することにより、トラック輸送においてエコドライブを含む燃費改善のための取組を継続的に実施・改善する体制を構築することにより二酸化炭素排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的としています。

※天然ガス自動車については、間接補助金交付申請書に記載された使用計画において、高速走行を主体とした使用方法により、2015年度燃費基準適合大型ディーゼル自動車と比較して概ね5%以上、または10%以上の二酸化炭素排出削減を図る自動車

- 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、事業完了後は事業報告書(燃費改善効果及び二酸化炭素削減効果の実績把握)の提出をしていただくこととなります。また適正な財産管理、補助事業である旨の表示(車両へのステッカーの貼付)などが必要です。



- これらの義務が十分果たされないときは、機構より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては、交付決定を解除することもあります。また、新たな申請を受理しない場合もあります。


補助対象事業者

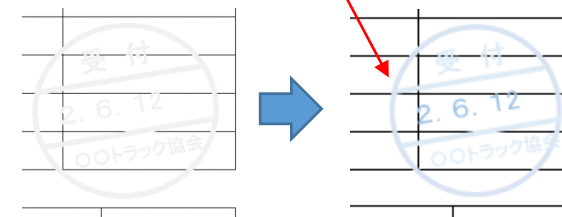
- 本補助金を受けることのできるのは、以下①又は②のいずれかに該当する者が補助対象事業者になります。
- ① **中小企業(資本金3億円以下又は従業員数300人以下)**の運送事業者※
 - ア 一般貨物自動車運送事業者
 - イ 特定貨物自動車運送事業者
 - ウ 第二種貨物利用運送事業者
- ② 上記①に貸渡す自動車リース事業者

※資本金・従業員数については、申請書に添付された左記資料(直近のもの)により判定します。

- ①「事業報告書」表紙コピー(受付印が明瞭であること)
- ②事業概況報告書

または
③従業員数が記載された「貨物自動車運送事業実績報告書」コピー(受付印が明瞭であること)

 受付印が白黒コピーでは見えないときは、濃いめのカラーコピーで出力してください。



【①事業報告書表紙】

【②事業概況報告書】

【③貨物自動車運送事業実績報告書】

補助対象車両

赤破線内の排出ガス識別記号が対象

×: 補助対象外
-: 該当なし

【補助対象車両】事業用ディーゼルトラックの場合

「平成21年(GVW12t以下は平成22年)排出ガス基準に適合またはNOx・PM+10%以上低減」または「平成28年排出ガス基準に適合」し、かつ「2015年度燃費基準を+5%以上(小型車、中型車は+10%以上)達成」しているGVW3.5t超の営業用車両で、令和2年4月1日～令和3年1月29日の間に**新車新規登録された事業用トラック**

車型区分(車両総重量)	補助対象となる排出ガス規制識別記号
大型 (12t超)	「LPG」「QPG」 「2PG」「2RG」「2TG」
中型 (7.5t超～12t以下)	「TRG」 「2RG」 「2TG」
小型 (3.5t超～7.5t以下)	



昨年度と違います

ご注意！！

令和2年度から、中型のSPG・TPG・2PGが**対象外**となりました。

区分	排出ガス基準	2015年度燃費基準			
		達成	+5%以上 ～10%	+10%以上 ～15%	+15%以上
小型車 GVW3.5超 ～7.5t	H22年 適合	SKG ×	SPG ×	-	-
	Nox/PM 10%以上低減	TKG ×	TPG ×	TRG	-
H28年 適合	-	-	2PG ×	2RG	2TG
中型車 GVW7.5超 ～12t	H22年 適合	SKG ×	SPG ×	-	-
	Nox/PM 10%以上低減	TKG ×	TPG ×	TRG	-
H28年 適合	-	2KG ×	2PG ×	2RG	2TG
大型車 GVW12t超	H21年 適合	LKG ×	LPG	-	-
	Nox/PM 10%以上低減	QKG ×	QPG	-	-
H28年 適合	-	2KG ×	2PG	2RG	2TG

ご注意！！

割賦や所有権留保での申請はできません。

◇天然ガス自動車

自動車メーカーからの申請により、補助対象車両として登録された車両総重量12t超の天然ガス自動車で、令和2年4月1日～令和3年1月29日の間に新車新規登録された、またはされる予定の事業用トラック。

詳細は、お問合せください。

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号: 品川 130 あ 0000 車名: UDトラックス 型式: JNCMB22A5LU0 *** 型式指定番号: 2PG-GK5AAB

登録年月日/交付年月日: 令和2年10月

車体の形状: トラック [027]

車両重量: 500kg 車両総重量: 6760kg 総重量: 4500kg [18370]

補助対象型式・登録日・車両総重量を申請前に自動車検査証でご確認ください。

廃車要件

補助対象車両の導入にあたり、廃車を伴う場合には、以下の要件を満たすこと。

- 1) 初度登録が平成22年度(平成23年3月31日登録)以前の事業用車両。
但し、CNG・LPG・ハイブリッドトラックを除く。
- 2) 令和2年4月1日～令和3年1月29日までに廃車するもの
※上記期間内であれば、新車導入の前でも後でも構いません。
- 3) 廃車するまでの過去1年間継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの
- 4) 廃車日の6か月前の期日における自動車検査証が有効で、かつ、その有効期間内において一定の走行(特種車:5000km/年、普通車:4000km/年、小型車(4ナンバー):3000km/年以上)を行ったもの。
※距離が不足している場合は、お問い合わせください)
- 5) 廃車する車両が導入する低炭素型ディーゼルトラックと同区分以上であるもの(下表)

廃車車両	導入車両
大型	大型、中型または小型
中型	中型または小型
小型	小型

- 6) 所有者名が新車登録する車両の所有者と同一であること。
但し、以下の場合は、所有者が同一とみなす。
 - a) 運送事業者が所有する車両を廃車し、リースにより新車を導入した場合(右表ケースⅠ)
 - b) 廃車する車両の使用者名と新車導入する自動車の所有者名(リース導入の場合は使用者名)が同一の運送事業者の場合(右表ケースⅡ)

※ケースⅢ～ケースⅥは対象外です。

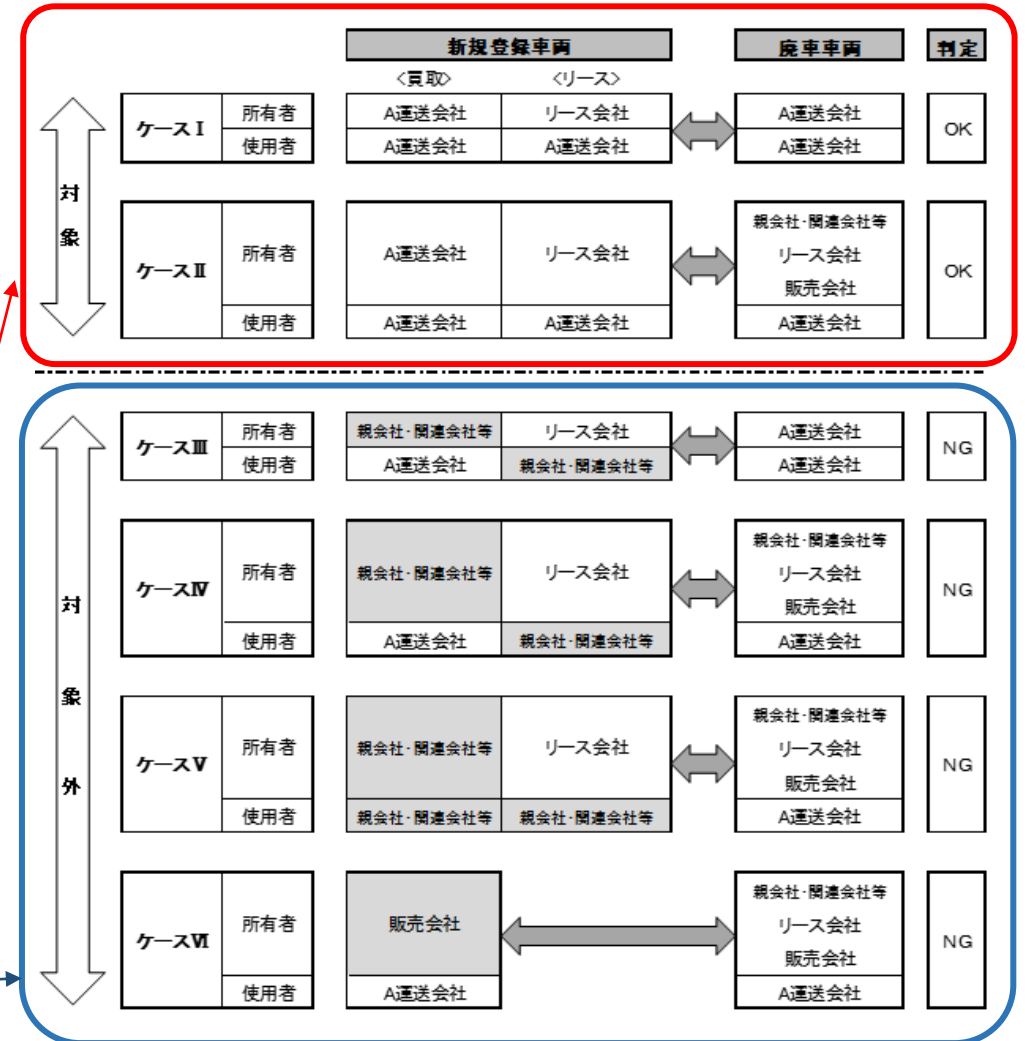
要件:

<買取の場合>

「申請者(所有者=使用者)は、廃車車両の所有者及び使用者、または使用者と同一のこと」

<リースの場合>

「使用者は、廃車車両の所有者及び使用者、または使用者と同一のこと」



廃車要件の確認

以下の廃車要件を確認するために、「登録事項等証明書(現在記録と保存記録のセット)」のコピーと「自動車リサイクルシステム」の検索画面を添付して頂きます。

- ・初年度登録年月日が補助要件(平成22年度以前)を満足しているか？
- ・廃車するまでの過去1年間継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたか？
- ・廃車日の6か月前の期日における自動車検査証が有効か？かつその有効期間内において一定の走行を行ったか？
- ・廃車日の6か月前の期日において一時抹消されていないか？
- ・所有者名(リースの場合は使用者名)が新車登録する車両の所有者(リースの場合は使用者名)と同一か？



コピーでOKとなりました

番号 02625 登録事項等証明書 現在記録

自動車登録番号 車台番号

所有者の氏名又は名称
所有者の住所
使用者の氏名又は名称
使用者の住所
使用の本拠の位置
登録年月日/交付年月日 初年度登録年月
平成 26年 6月 20日 平成 15年 2月
型式 原動機の型式
自動車の種別/用途 自家用・事業用の別 車体の形状
普通 貨物 事業用 バン [021]
総排気量又は定格出力 燃料の種類 型式指定番号 類別区分番号
11.94 軽油
乗車定員 最大積載量 車両重量 許容総重量
2人 1320kg 11320kg 24630kg
長さ 幅 高さ 前軸重 前軸重(後軸重) 後軸重
1197mm 249mm 379mm 5190kg 3530kg 2600kg
有効期限の満了年月 請求に係る自動車登録番号又は車台番号
令和 3年 2月 25日

上記の通り相違ないことを証明します。 令和3年 6月 23日

現在記録

番号 登録事項等証明書 保存記録 (1/1)

自動車登録番号 車台番号

登録年月日 登録の種類 項目名 登録事項等の内容

平成15年 2月 26日 新規登録 受理番号
所有者氏名
所有者住所
使用の本拠の位置

平成21年 7月 15日 更正登録 受理番号
所有者氏名
所有者住所

平成21年 7月 16日 変更登録 受理番号
所有者氏名
所有者住所
使用の本拠の位置

平成23年 7月 26日 変更登録 受理番号
使用の本拠の位置

平成24年 12月 11日 変更登録 受理番号
所有者氏名
所有者住所

令和3年 6月 20日 一時抹消登録 受理番号
以下余白

令和3年 6月 23日 東京運輸支局長

保存記録

自動車リサイクルシステム
車両状況照会 > 検索結果 (該当あり) (VD1S0020)

1. 使用済自動車の処理状況 (以下は、2020年4月23日)

<車両の情報>

車名		車種	
登録番号/車両番号	687	リサイクル(移動)	
フロン無録画(注)	有	エアバ	
解体報告記録日	2020年6月4日		

(注)フロン類「無」は自リ法対象外冷媒も含まれます。

<処理の情報>
※処理工程の画像又は引取日・引渡日の文字をクリックすると各

引取日	引渡日	引取日	引渡日
2020年 5月 16日	2020年 5月 27日	2020年 5月 27日	2020年 6月 4日
引取工程		フロン類回収工程 (フロン類)	

廃車日

リサイクルシステム「画面印刷」

補助額等

＜参考：ディーゼルトラックの基準値＞

区分	基準額(万円)			【参考例】 排出ガス規制 識別記号
	2015年度 燃費基準	廃車有	廃車無	
大型 車両総重量12t超	+10%以上	75	50	2RG- 2TG-
	+5%以上 10%未満	50	37.5	2PG- QPG-
中型 車両総重量 7.5t超～12t	+10%以上	42	28	2RG- 2TG-
小型 車両総重量 3.5t超～7.5t	+10%以上	15	10	TRG-

天然ガス自動車は別途ホームページに掲載します。

大型の補助金は、「2RG-」と「2PG-」で異なりますので、ご注意ください。



昨年度と違います

中型の「2PG-」は、令和2年度から対象外となりました。ご注意ください。

予算額

約28億円

申請者

補助対象車両の自動車検査証上の所有者(リースの場合はリース事業者)です。
なお**買取の場合は、「所有者＝使用者」**が申請要件となります。

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号: 品川 130 あ 0000

登録年月日/交付年月日: 令和2年10月10日

車名: UDトラック

型式: JNCMB22A5LU0

補助対象型式: 2PG-GK5AAB

登録日: 令和2年10月10日

車両総重量: 45,700 kg [18,370]

補助対象型式・登録日・車両総重量を申請前に自動車検査証でご確認ください。

申請受付

1) 受付期間等

受付期間	1事業者あたりの台数	予算額	留意事項
令和2年5月29日(金) ～ 令和3年1月31日(日)	2台	約28億円	<ul style="list-style-type: none">・申請に係る審査は、申し込み順に行います。・予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による審査を行うことはせず、当該日付から令和3年1月31日(日)までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。また、予算残額を超える申請があった場合には、抽選により補助事業者を決定します。・受付状況は、機構のホームページで公表いたします。

2) 申請の方法

申請の方法は、申し込み順(郵便(締切り当日消印有効)、信書便(締切り当日受付印有効)、持参(土日、祝祭日を除く、午後5時まで)、およびj-Grants(補助金申請システム:締切り当日到着メールまで受付))とします。

※宅配便及び一般運送は、郵便法、信書便法、それぞれの標準運送約款の規定により、申請書(信書)を取扱うことができません。ご注意ください。

※j-Grants(補助金申請システム)で申請される場合は、下記URLを参照し、補助金一覧から「低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業の補助金」を選択して申請ください。 <https://jgrants.go.jp/>
尚、j-Grants申請の場合、GBizIDの取得(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)が事前に必要となり、gBizID取得には2～3週間を要するのでご注意ください。また、j-Grants申請が使用できるのは、運送事業者様のみです。リース会社や代理人による申請はできません。



追加になりました。
後で説明します。

注意事項

- (1) 補助対象となる車両は事業用自動車（いわゆる**緑ナンバー**）です。自家用自動車（いわゆる白ナンバー）は補助対象ではありません。
- (2) 補助対象車両に関し、国の他の補助金と重複して補助金を受けることはできません。
※装置への補助金であるA S V等は併用可能です。
- (3) 申請日までに**決済されない手形や、割賦**といった購入形態は**補助対象となりません**。
- (4) 補助金を受けて購入した車両は、**処分制限期間（法定耐用年数※）の期間について保有義務が生じます**
その間に売却・合併等で**所有者（リースの場合は使用者）を変更する場合は、原則として、補助金を返還していただく**
こととなります。
※処分制限期間 最大積載量2トン超：4年、最大積載量2トン以下：3年

事業報告書の提出（交付決定後）

補助事業者は、補助事業が完了した日（新車新規登録日（廃車を伴う場合は新車新規登録日又は廃車日のいずれか遅い日）、から**3か月ごとにその年度の3月末までの期間**、その後の1年間については、**半期（6か月）ごとに月別の走行距離・燃料消費量・燃費データを提出**していただきます。

また、年度終了後30日以内に様式第7事業報告書（別紙2エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書を添えて（申請時に取り組みが完了している場合は不要））を機構へ提出していただきます。

その他

本要領に定めのない事項について機構は、関係省庁と協議を行い補助対象事業者に対し、その見解を示すこととします。

申請書のダウンロードについて

- 申請書は、ホームページの「申請書類等」からダウンロードしてください。年度ごとに書式が変わっているので、**必ず令和2年度の申請書類をご使用ください。**
- 記入方法については、「申請書類等」に張り付けてある「記入例」を参照ください。



ホームページの探し方

ヒント: 検索エンジンで「**LEVO 補助金**」と入力して検索し、「**一般財団法人環境優良車普及機構**」をクリック
⇒「**低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業**」をクリック

levo 補助金

約22,500件 1ページ目

検索ツール ▾

一般財団法人環境優良車普及機構

www.levo.or.jp/ -

令和2年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業) <準備中> LEVOは3台要件を確実にクリア(実現する先が可能となります。LEVOリースのご利用をお願い申し上げます。)

>> 詳細情報

一般財団法人 環境優良車普及機構

HOME LEVOの紹介 お知らせ 環境優良車普及 環境機器普及 調査研究

Home > 環境優良車普及 > 補助事業の概要

令和2年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業

一般財団法人環境優良車普及機構 (LEVO) では、環境省からの2020年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (低炭素型ディーゼル加速化事業) を活用し、中小トラック運送業者について燃費性能の高いディーゼルトラック及び大型天然ガストラックの導入を支援し、低炭素化する事業を実施します。

■低炭素型ディーゼルトラック
平成27年度重量車燃費基準を大型車は+5%以上、中型車及び小型車は+10%以上達成した車両。具体的には、排出ガス規制識別記号が、下記の新車新

車型区分(車両総重量)	補助対象となる排出ガス規制
大型 (12t超)	「LPG」「QPG」「2PG」「2RG」
中型 (7.5t超~12t以下)	「TRG」
小型 (2.5t超~7.5t以下)	「2RG」

Home > 環境優良車普及 > 補助事業の概要 > 申請書類等

令和2年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

申請書類等

申請書様式及び添付書類書式

No	書類名	様式	PDF	記入例
1	提出資料総括表			
2	様式第1 (第5条関係) 交付申請書兼完了実績報告書			
3	様式第1の2 <交付申請書兼完了実績報告書> 実施計画書			
4	別紙2 <交付申請書兼完了実績報告書> エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書			

提出書類について

- 申請に必要な書類は、廃車の有無、買取・リースによって異なります。記入例を参考にして、総括表で必要書類の要否を確認をしてください。



一台につき一申請です。

- 申請書類が揃っていることが確認出来たら、**総括表も申請書と一緒に送付**してください。

一般財団法人環境優良車普及機構に提出
「低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業」補助金申請：提出資料総括表
申請書を提出する前に確認して、○を記入してください。

項目	廃車（ディーゼル車の申請に限る）	○を記入	
		伴わない	伴う
1. 補助金交付申請書兼完了実績報告書	①様式第1 ②様式第1の2 ③別紙2エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書 ④様式第1の3及び様式第1の4（抵当権の設定ありの場合に限る）	○	○
2. 補助対象経費に係る請求書の写し(コピー)		○	○
3. 補助対象経費に係る支払を証する書類(領収書等)の写し(コピー)		○	○
4. 補助対象車両の自動車検査証の写し(コピー)（所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し(コピー)）		○	○
5. 廃車車両に係る書類等（廃車を伴う場合に限る）（天然ガス自動車は除く）	① 登録事項等証明書（直近の現在記録及び保存記録のコピー） ② 自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面（「引取工程」欄に「入リ」「引渡日」が記載されている）を印刷したもの		○
6. 燃費改善及びCO2排出削減量の算定資料	燃費改善及びCO2排出削減量の算定書 ※廃車を伴う（廃車を伴う場合に限る） 燃費改善及びCO2排出削減量の算定書（導入車両）		○
7. 直近の事業年度の貨物自動車運送事業報告書の表紙及び事業概況報告書（第1号様式）資本金及び従業員数のわかる書類、または事業実績報告書（第4号様式）運輸支局等の受付日が確認できるものの写し(コピー)			○
8. 補助金精算請求書（様式第6）		○	○
9. 自動車賃貸借契約書の写し(コピー)（リースの場合に限る）			○
10. リース料金算定根拠明細書（リースの場合に限る）			○
11. 共同事業者名簿（共同で申請する場合に限る）			○
12. 暴力団排除に関する誓約事項（様式第8）		○	○
13. 使用計画書（様式第9）（天然ガス自動車のみ）			○

※ 提出資料が不足している場合には、受付されない或いは審査保留となる場合がありますので、十分留意願います。

一般財団法人環境優良車普及機構に提出
「低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業」補助金申請：提出資料総括表
申請書を提出する前に確認して、○を記入してください。

項目	廃車（ディーゼル車の申請に限る）	○を記入	
		伴わない	伴う
1. 補助金交付申請書兼完了実績報告書	①様式第1 ②様式第1の2 ③別紙2エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書 ④様式第1の3及び様式第1の4（抵当権の設定ありの場合に限る）	○	○
2. 補助対象経費に係る請求書の写し(コピー)		○	○
3. 補助対象経費に係る支払を証する書類(領収書等)の写し(コピー)		○	○
4. 補助対象車両の自動車検査証の写し(コピー)（所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し(コピー)）		○	○
5. 廃車車両に係る書類等（廃車を伴う場合に限る）（天然ガス自動車は除く）	① 登録事項等証明書（直近の現在記録及び保存記録のコピー） ② 自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面（「引取工程」欄に「入リ」「引渡日」が記載されている）を印刷したもの		○
6. 燃費改善及びCO2排出削減量の算定資料	燃費改善及びCO2排出削減量の算定書 ※廃車を伴う（廃車を伴う場合に限る） 燃費改善及びCO2排出削減量の算定書（導入車両）		○
7. 直近の事業年度の貨物自動車運送事業報告書の表紙及び事業概況報告書（第1号様式）資本金及び従業員数のわかる書類、または事業実績報告書（第4号様式）運輸支局等の受付日が確認できるものの写し(コピー)			○
8. 補助金精算請求書（様式第6）		○	○
9. 自動車賃貸借契約書の写し(コピー)（リースの場合に限る）			○
10. リース料金算定根拠明細書（リースの場合に限る）			○
11. 共同事業者名簿（共同で申請する場合に限る）			○
12. 暴力団排除に関する誓約事項（様式第8）		○	○
13. 使用計画書（様式第9）（天然ガス自動車のみ）			○

※ 提出資料が不足している場合には、受付されない或いは審査保留となる場合がありますので、十分留意願います。

- 問い合わせ対応のために、必ずお手元に控えを1部保管してください。

一般財団法人環境優良車普及機構に提出
「低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業」補助金申請：買取の場合
申請書を提出する前に確認して、○を記入してください。

項目	廃車（ディーゼル車の申請に限る）	○を記入	
		伴わない	伴う
1. 補助金交付申請書兼完了実績報告書	①様式第1 ②様式第1の2 ③別紙2エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書 ④様式第1の3及び様式第1の4（抵当権の設定ありの場合に限る）	○	○
2. 補助対象経費に係る請求書の写し(コピー)		○	○
3. 補助対象経費に係る支払を証する書類(領収書等)の写し(コピー)		○	○
4. 補助対象車両の自動車検査証の写し(コピー)（所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し(コピー)）		○	○
5. 廃車車両に係る書類等（廃車を伴う場合に限る）（天然ガス自動車は除く）	① 登録事項等証明書（直近の現在記録及び保存記録のコピー） ② 自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面（「引取工程」欄に「入リ」「引渡日」が記載されている）を印刷したもの		○
6. 燃費改善及びCO2排出削減量の算定資料	燃費改善及びCO2排出削減量の算定書 ※廃車を伴う（廃車を伴う場合に限る） 燃費改善及びCO2排出削減量の算定書（導入車両）		○
7. 直近の事業年度の貨物自動車運送事業報告書の表紙及び事業概況報告書（第1号様式）資本金及び従業員数のわかる書類、または事業実績報告書（第4号様式）運輸支局等の受付日が確認できるものの写し(コピー)	事業報告書表紙 事業概況報告書	○	○
8. 補助金精算請求書（様式第6）		○	○
9. 自動車賃貸借契約書の写し(コピー)（リースの場合に限る）	リースの場合のみ		○
10. リース料金算定根拠明細書（リースの場合に限る）			○
11. 共同事業者名簿（共同で申請する場合に限る）			○
12. 暴力団排除に関する誓約事項（様式第8）		○	○
13. 使用計画書（様式第9）（天然ガス自動車のみ）			○

注）提出資料が不足している場合には、受付されない或いは審査保留となる場合がありますので、十分留意願います。

申請書類等記載上のご注意

- ・申請書類の正本1部を申請先である機構へ提出してください。なお、補助事業者は**申請書類の写しを保管**しておいてください。
- ・鉛筆や消えるペンでの記入、修正液・修正テープでの修正、金額の訂正は受け付けません。
- ・必要な書類のないもの、要件を満たしていないものは**審査対象外**として不採択となりますので、ご注意ください。
- ・一度提出された申請書類は、返却できませんのでご了承ください。
- ・j-Grants申請の場合は、申請書類をPDF化してアップロードしてください。

(1) 提出資料総括表

(2) 補助金交付申請書兼完了実績報告書(様式第1)、様式第1の2及び別紙2エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書

(3) 様式第1の3及び様式第1の4(抵当権の設定ありの場合に限る。)

ディーゼル車の見積書は不要となりました

変更になりました



(4) 補助対象経費に係る見積書(天然ガス車のみ)・請求書の写し(コピー)

通帳コピーやネット振り込記録は領収書の代わりになりません

(5) 補助対象経費に係る支払を証する書類(領収書等)の写し(コピー)

(6) 補助対象車両(低炭素型ディーゼルトラック、または天然ガス自動車)の自動車検査証の写し(コピー)(**所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し(コピー)**)

記載内容が読み取れる鮮明なもの

(7) 廃車した車両の証明書類(低炭素型ディーゼルトラックの申請で廃車を伴う場合に限る)

コピーでOKとなりました

変更になりました



ア 登録事項等証明書(直近の現在記録及び保存記録の**コピー**)

イ 自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面(引取工程に○済が記載されているもの)を印刷したもの

(8) 燃費改善及びCO2排出量削減算定書(廃車を伴う場合には廃車車両の直近1年間のデータ(当該データがない場合には現在所有の同区分の車両の1か月間の燃費データ(既存のものでも可)を年間換算したデータ)も記載すること。)

(9) 貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書((第1号様式)資本金及び従業員数の記載された書類)の写し(コピー) なお、運輸支局等の受付日が確認できるもの。または直近の年度の事業実績報告書(第4号様式)の写し(コピー)なお、運輸支局等の受付日が確認できるもの

受付印が見にくい場合は、カラーコピーをお願いします。

(10) 補助金精算払請求書(様式第6)

(11) 自動車賃貸借契約書の写し(コピー)(リースの場合に限る。補助金がリース料金に反映されていること。原契約書+補助金が反映された覚書でも可)

(12) リース料金算定根拠明細書(補助金がリース料金に反映されていることが確認できること)

(13) 共同事業者名簿(規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合に、共同事業者の団体等名称、事業実施責任者の氏名・役職名・連絡先を記載すること。)

(14) 暴力団排除に関する誓約書(様式第8)

(15) 天然ガス自動車使用計画書(様式第9)(天然ガス自動車のみ)

別紙2「エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書」について

- 補助金の交付を受ける運送事業者の皆様には、燃費の良い車両を導入するとともに、**会社としてエコドライブに取り組み**、CO2の削減を図っていただきます。
- そのため、申請時に別紙2「エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書」を提出して、「**エコドライブの取り組み方策**」を報告して頂きます。
- まだ取り組みが完了していない場合は、該当欄に「△」を記載して申請することは可能ですが、**補助年度の翌年度終了時までには、エコドライブへの取り組みを完了させ、該当状況を「○」にして、機構に報告**していただきます。
- 申請時に、第三者認証取得済、または取り組みが完了し、該当状況が全て「○」となっている場合は、以降提出する必要がありません。



今年度からGマークが追加になりました。第三者認証事例は、Q&A「6. その他」Q22に記載しています。記載のないものについては、お問合せください。

詳細は記載例を参照ください。

第三者認証を取得している場合は認証のコピーを添付すること

グリーン経営認証
登録証

別紙2
第三者認証を取得している場合

申請者(補助事業者) 氏名又は名称 ○ロム株式会社
代表者の職・氏名代表取締役 環境 太郎
(役職名を忘れなさい)

申請日を記載
令和2年7月10日

代表者印(実印)を押印して下さい

環境優待

エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書

エコドライブを含む燃費改善の取組体制の構築・運用状況は以下のとおりであることを報告します。

項目	該当状況	備考
1 取組体制に係る第三者認証の取得	○	以下のいずれかの第三者認証の取得 (該当するものに○) ISO14001 / <u>グリーン経営認証</u> / エコドライブ 東京都貨物輸送評価制度 上記以外の第三者認証の取得
2 取組体制の構築・運営状況	○	取組体制の要件 項目 当該指針等名称 指針・マニュアル・取組方針等の策定及び事業所への置き置き共有等 指針・マニュアルの策定年月 運用対象事業所名称 共有方法

第三者認証を取得している場合は、認証のコピーを添付すること。

第三者認証を取得している場合は、項目2の記載は不要。

申請時に空欄等があり、該当欄が「△」だった項目は、補助の翌年度までに、「○」にして報告していただく必要がある。

※申請書類等の記載例を参照ください。

エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書

申請者(補助事業者) 氏名又は名称 ○ロム株式会社
代表者の職・氏名代表取締役 環境 太郎
(役職名を忘れなさい)

環境優待

エコドライブを含む燃費改善の取組体制の構築・運用状況は以下のとおりであることを報告します。

項目	該当状況	備考
取組体制の測定・記録	○	取組体制の測定・記録 デジタル運行記録計等 運転機器の活用方法 その他
評価と改善の手順	△	評価と改善の手順 評価と改善の手順の明確化 その他
ドライバーへの定期的な教育の実施	△	ドライバー向けのエコドライブマニュアル等配布実施 実地訓練の実施 その他
賞・罰金の実施	△	賞・罰金の実施 賞・罰金の実施内容 その他

2022年4月までに取り組みを完了し報告する

注1) 既に構築・運用または該当している場合は○、今後1年以内に構築・運用または該当する場合は△を記載。

「燃費改善及びCO2排出削減量の算定書」について(廃車の有無にかかわらず提出)



変更になりました

- 本補助で導入した車両は、燃費基準を5%以上 上回る低燃費車です。
- 導入した低燃費車両で運行した場合、同様の運行を燃費基準車で行った場合と比較して、燃費が良い分、CO2排出量は削減されます。
- 本算定書では、**年間走行距離(予定)**、導入車両の**基準燃費**と**カタログ燃費値**を記入し、**どの程度CO2が削減できるかを予想**します。
- 実際の燃費は、運行経路や積載量等、メーカーでの測定条件とは異なりますので、カタログ値とは異なりますが、エコドライブに取り組んだ結果であれば問題ありません。
- **年間走行距離(予定)は実態に合わせた距離**を記入ください。極端に多い距離を記入すると、実態とかけ離れた削減量になってしまいますのでご注意ください。
- **廃車を伴う場合には、導入車両と廃車車両の両方を提出**ください。廃車車両は専用シートをご使用ください。
- 詳細は記載例を参照ください。

燃費改善及びCO2排出削減量の算定書

別添

社名: 環境優良運輸株式会社
貸渡先 ()

太枠内を記入

導入車両仕様		備考
型式	2RG-ABC1AJJ	自動車検査証の型式を記入してください
車名	〇▽	自動車検査証の車名を記入してください
車台番号	ABC1AJ-12345	自動車検査証の車台番号を記入してください
年間走行距離(予定)①	100,000 km/年	予定している年間走行距離を記入してください
2015年度燃費基準値②	4.04 km/ℓ	本車を参考に燃費基準値を販売店にご確認の上記入してください ※小型の標準架装の最大積載量は販売店にご確認ください
カタログ燃費③	4.46 km/ℓ	導入車両のカタログ燃費 ※カタログ燃費は販売店
燃費向上率	10.4% 向上	(③/②-1)×100 の計算結果 ※EXCELの場合自動計算
CO2削減量(予定)	6.01 t削減	(①/②-①/③)×2.58/100 ※EXCELの場合自動計算

備考

導入車両のCO2削減予定量が増えてまいりますので、実態より多く記入しないでください。

重量	基準値 (km/ℓ)
小型	~1.5t以下 10.83
	1.5t超~2t以下 10.35
	2t超~3t以下 9.51
トラック	
中型	7.5t超~8t超~10t超~12t超~14t超~16t超~20t超~
大型	20t超~
トラクタ	
大型	20t以下 4.04
	20t超~ 3.09
	20t超~ 2.01

トラクタの場合は、車検証総重量の()内の数値を参照ください。

小型の基準値は車検証の最大積載量時とは異なる場合がありますので、どの燃費基準を記載

最大積載乗車定乗車総重量(kg) 24,790

メーカーカタログ

●性能

最小回転半径(m) 9.8

燃料消費率(km/L)※1 重量車モード燃費値 4.46

番号 ②

主要燃費改善対策 高圧燃料噴射

※注意:燃費改善効果及び二酸化炭素削減効果を把握することが、当該補助

J-Grants申請について



- 令和2年度から、本補助の申請をJ-Grants(経済産業省の電子申請システム)で行うことができます。

<https://jgrants.go.jp/>

jGrants

申請の流れ

公募申請・交付申請

- 1 申請準備**
jGrantsにて自分の事業にあった補助金の情報をさがします。「補助金一覧」をクリックすると一覧が表示されます。
GBizIDのgBizIDプライムが申請には必要です。前もって取得しておこう。
- 2 ログイン**
gBizIDプライムを使ってログインするとマイページにアクセスできるようになります。さあ、補助金の申請をしてみましょう！
- 3 公募申請**
申請したい補助金を見つけたらjGrants上で公募要領を確認し、「公募申請を(自社の会社名)として申請する」ボタンをクリック。必要事項に記入し、必要資料をアップロードして「保存」「申請」をクリックします。押印は不要です。

- J-Grants申請の場合、gBizIDプライムを使ってログインする必要があります。
- gBizIDの取得には2週間程度かかりますので、余裕をもって申請してください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

gBizID

gBizIDプライム申請書作成

申請書作成(情報入力) | 申請書作成(情報確認) | 書類送付

gBizIDプライムのアカウント利用者は、「法人代表者ご自身」又は「個人事業主ご自身」である必要があります。氏名・フリガナ・生年月日が一覧している必要がありますので、基本情報をアカウント利用者情報にコピーしてください。SMS受信電話番号は、GBizID利用時の本人確認(ワンタイムパスワードの通知)に利用いたします。ご本人にてSMSの受信が可能な番号を登録してください。利用規約に同意の上、申請書作成ボタンを押下してください。

事業形態 法人 個人事業主

基本情報

法人番号 13桁の法人番号を入力してください
法人番号を入力し、「法人情報取得」ボタンを押下してください。
下欄において法人名、法人所在地を自動入力します。
※法人番号がわからない場合は、[国税庁法人番号公表サイト](#)より、ご確認ください。
※個人事業主の方は入力不要です。

法人名/番号 ※法人の方は入力不要です。

所在地

都道府県 選択してください ※法人の方は入力不要です。

市区町村 ※法人の方は入力不要です。

町名番地、ビル名等 ※法人の方は入力不要です。
※旧経産省の通りに記載してください。

代表者名 姓 山田 名 太郎

代表者フリガナ セイ ヤマダ メイ タロウ

代表者生年月日 1970 年 1 月 1 日 ※高齢で入力してください

アカウント利用者情報

利用者氏名 姓 山田 名 太郎

利用者氏名フリガナ セイ ヤマダ メイ タロウ

利用者生年月日 1970 年 1 月 1 日 ※高齢で入力してください

- gBizIDが取得できたら、J-Grantsにログインし、「低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業」を選択して申請を開始してください。

jGrants

ログイン

補助金の申請には、GBizIDのgBizIDプライム(ID、パスワード等)が必要です。取得済みの場合はGBizIDでログインするボタンを押下し、ログインに進んでください。

よくある質問について

- 本補助金に関する、よくある質問をホームページに掲載しています。ご参照ください。

[Home](#) > [環境優良車普及](#) > [補助事業の概要](#)

令和2年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業

一般財団法人環境優良車普及機構(LEVO)では、環境省からの令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業)を活用し、中小トラック運送業者について燃費性能の高い低炭素型ディーゼルトラック及び大型天然ガストラックの導入を支援し、低炭素社会の創出を促進する事業を実施します。

本事業へ応募を希望される方は、公募要領・交付規程に従い、申請書を作成してください。

○応募方法の詳細は、公募要領、交付規程、実施要領等をご確認ください。

○応募に必要な書類は、[申請書類](#)等からダウンロードしてください。

【注意事項】申請書を手書きにて記載される場合は、必ずボールペン等の黒色インクのペンを使用してください。くれぐれも、鉛筆又は記載後消去できるボールペンの使用はされないように、ご注意ください。

<公募要領・交付規程等>

[1.公募要領\(627KB\)](#)

[2.交付規程\(603KB\)](#)

[3.環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について\(202KB\)](#)

[4.実施要領\(230KB\)](#)

[5.交付要綱\(241KB\)](#)

<本事業への質問と回答>

[Q & A\(480KB\)](#)

<提出資料のチェックポイント及びサンプル>

皆様の申請をお待ちしております。

(本件に関する問い合わせ先)

一般財団法人環境優良車普及機構

「低炭素型ディーゼル車等普及加速化事業」執行グループ

電話：03-5341-4577 FAX：03-5341-4578

E-Mail：hojokin@levo.or.jp